| | | |
|---|---|---|
| 十五　法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者 | 次に掲げる場合<br>(1)　当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき。<br>(2)　当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき。<br>(3)　当該認定に係る事業を廃止したとき。 | 国土交通大臣 |
| 十六　法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人 | 当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。 | 国土交通大臣 |
| 十七　法第六条ノ四第二項の規定による認可を受けた者 | 次に掲げる場合<br>(1)　当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。<br>(2)　当該認可に係る事業を廃止したとき。 | 国土交通大臣 |
| 十八　法第六条ノ四第二項の規定による認可を受けた者の相続人又は清算人 | 当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。 | 国土交通大臣 |

（職権の委任）

**第四十五条**　（略）

（経由機関）

**第四十六条**　第四条、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して行うものとする。

2　第十三条第三項、第十四条、第二十九条第四項、第三十条、第三十四条、第四十条第三項、第四十一条、第四十四条の二（同条第一項の表第五号に係る部分に限る。）及び第四十四条の三（同条の表第五号、第六号及び第十一号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局長（その住所が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

（手数料）

**第四十七条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|---|---|
| 一・二　（略） | （略） |

（職権の委任）

**第二十九条**　（略）

（経由機関）

**第三十条**　第四条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して行うものとする。

2　第十三条第三項、第十四条及び第二十八条の三（同条の表第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局長（その住所が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

（手数料）

**第三十一条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|---|---|
| 一・二　（略） | （略） |